

2020年11月11日

中間配当に関する取締役会決議のお知らせ

2020年11月11日開催の当行取締役会において、第118期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の中間配当について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

当行定款第35条の規定に基づき、2020年9月30日を基準日として、次のとおり中間配当を行う。

1. 中間配当金 1株につき35円
2. 効力発生日ならびに支払開始日 2020年12月10日

(以上)